地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月1日

横浜市契約事務受任者 教育次長 木村 奨

- 契約の概要
 寛政中学校空調故障修繕委託
- 2 履行(納品)場所 寛政中学校(横浜市鶴見区寛政町23-1)
- 3 契約日 令和5年9月11日
- 4 履行期間 令和6年1月31日
- 5 契約金額 1,650,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市中区本庁3-30-7 横浜平和ビル ジョンソンコントロールズ株式会社 横浜支店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 空調機が故障し普通教室の空調が効かず学校運営に支障をきたすため緊急契約にて 実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由 寛政中学校の全館空調システムは、ジョンソンコントロールズ株式会社の設備であり当 該業者でしか修繕することができないため。
- 9 所管課 教育委員会事務局教育施設課